

環 政 第 1415 号

令 和 8 年 3 月 23 日

西原町

代表者 西原町長 崎原盛秀 殿

沖縄県知事 玉城康裕



南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（西原町）に係る
計画段階環境配慮書に対する知事意見について

令和 8 年 2 月 5 日付けで送付されたみだしの計画段階環境配慮書について、沖縄県
環境影響評価条例第 41 条の 2 第 3 項において読み替えて適用される同条例第 4 条の
5 の規定に基づき、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（西原町）に係る計画段階環境配慮書 に対する知事意見

本都市計画配慮書対象事業（以下「本事業」という。）は、糸豊環境美化センター、東部環境美化センター及び島尻環境美化センターの施設の老朽化を背景に、南部広域行政組合の構成市町におけるごみ処理広域化の実現に向けて、当該3施設を一元化した新たなごみ処理施設を建設することを目的としている。

事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）は、中頭郡西原町小那覇地区に位置し、現状では畑や原野となっている。想定区域周辺には、住居及び学校等の環境保全について配慮が特に必要な施設が複数存在しているほか、主要な眺望点及び身近な視点場が複数存在している。

このような地域特性や焼却施設等の設置に係る事業特性を踏まえ、本計画段階環境配慮書（以下「本配慮書」という。）では、重大な環境影響のおそれがある計画段階配慮事項として、大気質及び景観を選定しており、施設の配置に係る複数案（焼却施設を想定区域北側に配置したA案及び想定区域南側に配置したB案）ごとに予測及び評価を行っている。

一方、騒音、振動、低周波音及び悪臭の発生源となり得る焼却設備や破碎設備等の具体的な仕様は未定ではあるが、本事業の実施に伴う影響要因により、これらの環境要素に影響を及ぼすことが懸念される。

配慮書手続では、事業計画の検討段階を対象としており、事業の早期段階において、より柔軟な環境配慮を講じることによって効果的に環境影響の回避又は低減を図ることを目的としていることから、今後、施設の機械・設備の種類及び規模並びに配置（以下「施設の配置等」という。）を検討する際には、懸念される環境への影響について十分に配慮する必要がある。

については、本事業の更なる検討に当たっては、以上の内容を踏まえ、下記に示す事項について十分に検討した上で適切な措置を講じること。

また、沖縄県では、沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向けた取組としてSDGsを推進することとしており、環境影響評価制度はSDGsが目指す持続可能な開発に資するものであることから、本事業に係る環境影響評価に当たっては、SDGsの理念に基づき、適切に実施していただきたい。

記

1 総論

(1) 本事業の位置については、令和5年10月に西原町より同地区を含めた約25haを建設候補地として推薦があり、その後南部広域行政組合で同地区へ絞り込みを行い、地権者説明会、住民説明会を経て、令和7年1月に環境衛生関係市町村理事協議会にて建設予定地となったとあるが、本配慮書では、環境配慮等の観点からの検討経緯が示されていない。

については、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）において、環境配慮等の観点から複数案の検討を行ったのかも含め、本事業の位置の選定に係る経緯の詳細を記載すること。

(2) 本事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域については、道路事業や面整備事業における影響範囲の設定の考え方を踏まえ、A案及びB案の煙突位置から3kmの範囲を設定したとしている。

しかし、景観に係る影響範囲については、本事業の事業特性である煙突の高さも考慮して設定する必要がある、煙突の高さを考慮して設定すると影響範囲は煙突位置から3kmを超える可能性がある。

については、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域については、本事業の煙突の高さを踏まえ、再度整理すること。また、再度整理したことにより、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域が増加する場合には、増加する地域の地域特性を踏まえ、再度、計画段階配慮事項についての検討を行うとともに、必要に応じて、関係する市町村及び一般の環境の保全の見地からの意見を求め、当該意見も考慮し、施設の配置等を検討すること。

- (3) 本事業では、焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設の機械・設備の種類や規模等が未定であることから、施設の配置計画の検討に加えて、今後検討するこれらの機械・設備の種類や規模等についても総合的に検討し、環境への影響を可能な限り回避又は低減する計画とすること。
- (4) 想定区域及びその周辺では、想定区域に隣接して国道 329 号西原バイパスの整備が予定されており、また、「西原町都市計画マスタープラン 2025-2045」（令和 7 年、西原町）においても現況と異なる土地利用が検討されていることから、施設の配置等の検討に当たっては、現況だけでなく将来の土地利用の状況を整理した上で、その内容も踏まえること。
- (5) 施設等の存在及び供用後の排水計画について、施設からのプラント排水は、施設内での蒸発散処理又は下水道放流とし、生活排水は、下水道放流とするとしているが、想定区域に、現在、下水道は整備されておらず、「沖縄汚水再生ちゅら水プラン 2023（沖縄県下水道等整備構想）」（令和 5 年、沖縄県）においても、下水道を整備する計画となっていない。については、下水道整備に係る関係機関との調整状況や公共用水域等への排水の可能性についても整理し、排水計画を検討すること。

2 各論

(1) 水の汚れ、地下水の水質、底質、土壤汚染及び海域生物について

施設等の存在及び供用に係る水の汚れ、地下水の水質、底質、土壤汚染及び海域生物については、施設からのプラント排水を施設内での蒸発散処理又は下水道放流とし、生活排水を下水道放流とすることから計画段階配慮事項に選定しなかったとしているが、上記 1 (5) の結果も踏まえた上で、沖縄県環境影響評価条例第 4 条の 2 の規定に基づき、これら環境要素を計画段階配慮事項として選定すべきか再検討すること。再検討の結果、計画段階配慮事項として追加した場合は、当該事項に係る環境影響について調査、予測及び評価を行い、施設の配置等を検討すること。

(2) 大気質、騒音、振動、低周波音及び悪臭について

想定区域周辺には、住居や学校等の環境保全についての配慮が特に必要な施設が複数存在していることに加え、本事業では、焼却設備や破碎設備が設置されること、廃棄物運搬車両等による交通量の増加が想定されることから、事業の計画段階において、周辺地域への大気質、騒音、振動、低周波音及び悪臭の影響について可能な限り回避又は低減を図ることが求められる。

については、施設の配置等及び廃棄物運搬車両の走行ルートを検討に際しては、用途地域の区分だけでなく住居の居住実態等も踏まえ、大気質、騒音、振動、低周波音及び悪臭による生活環境への影響についても配慮すること。

(3) 大気質

大気質に係る予測及び評価において、「施設配置による最大着地地点及び最大着地濃度の違いはない」としているが、A 案及び B 案の煙突位置が南北に 400m 程度離れており、大気汚染物質の最大着

地地点の位置に違いがあることから、想定区域周辺の土地利用の状況や住居や学校等の環境保全についての配慮が特に必要な施設の位置等も踏まえた上で、施設の配置等を検討すること。

(3) 景観

ア 想定区域周辺には、主要な眺望点や多くの方が日常的に生活及び利用している「東崎公園」、「西原東中学校前」等の身近な視点場が複数存在している。また、本事業は、視認性の高い構造物が生じる事業であることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点及び身近な視点場からの眺望景観への影響が懸念される。

については、煙突をはじめとした構造物の配置の検討に当たっては、主要な眺望点及び身近な視点場からの眺望の特性、利用状況等を把握し、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した上で、景観の変化について配慮するとともに、西原町景観計画との整合を図ること。

イ 施設配置計画の検討に当たっては、緑化（中高木による遮蔽植栽等）による環境影響の低減の可能性を踏まえ、緑地の配置についても併せて検討すること。

3 方法書以降に講ずるべき措置について

(1) 本事業の環境影響評価の実施に当たっては、想定区域周辺で計画されている国道 329 号西原バイパスの整備や将来の土地利用の計画を踏まえ、将来の環境の状況を整理した上で、その内容も踏まえること。

(2) 大気質について、本配慮書では、類似事例における最大着地濃度出現予測距離や「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年、環境省）を踏まえ影響範囲を設定したとしているが、本県は、季節風、台風等の影響を受ける気象特性を有していることに加え、影響範囲とした半径 3 km の範囲に高低差を有する地形が含まれていることから、一般的な平坦地を前提とした簡易的な整理のみでは、影響範囲を適切に把握できない可能性がある。

については、大気質に係る環境影響評価を実施する場合には、煙突の高さとの関係、気象条件、地域条件等を踏まえ調査地域を設定するとともに、気象や地形といった地域特性を適切に反映できる予測手法の選定に努めること。

(3) 騒音に係る環境影響評価を実施する場合には、以下の措置を講じること。

ア 本事業の焼却施設は 24 時間運転を想定していることから、夜間のバックグラウンド騒音を把握した上で、夜間における騒音の影響についても予測及び評価を行うこと。

イ 想定区域周辺の交通量について、将来の環境の状況を踏まえた時間別交通量の変動についても明らかにすること。

(4) 景観に係る環境影響評価を実施する場合には、東崎都市緑地（イルカ公園）内の「西原タッチュー」等の想定区域周辺の小高い眺望点についても主要な眺望点又は身近な視点場に設定することを検討すること。

(5) 工事計画について、「工法・工種」、「重機投入計画」、「資機材搬入計画」、「雨水排水計画」等の詳細な内容を明らかにすること。

(6) 施設等の存在及び供用時において、降雨によって施設敷地から発生する雨水排水について、処理

計画の詳細な内容を明らかにすること。

- (7) 事業計画の今後の検討に当たっては、関係法令を所管する部署や地域の関係者等と十分に調整を行うこと。